

臨床地域リハビリテーション実習

1. 目的

本実習では、作業療法士の役割を理解し、地域生活に必要な医療・保険・福祉サービスや生活環境の整備に関する知識・技術を習得することを目的とする。また、地域生活の支援に携わる関連職種に関しても学び、対象者が地域生活を送る上での資源と課題について整理を行うことで、地域リハビリテーションに関する理解を深める。

2. 目標

- (1) 医療人としての適切な態度・マナーで対象児・者やその家族に接することができる
- (2) 地域包括ケアシステムについて理解することができる
- (3) 地域リハビリテーションにおける作業療法士の役割を実際の場面に沿って理解することができる
- (4) 地域生活に必要な社会的制度を実際の場面に沿って理解することができる
- (5) 地域リハビリテーションに携わる関連職種の役割を知り、連携の在り方について理解することができる
- (6) 対象者が地域生活を送る上での資源と課題を整理し、作業療法士として支援の在り方を考察することができる
- (7) 臨床実習指導者が行う治療プログラムを一部体験することができる
- (8) 見学した内容を適切な表現でまとめ、発表することができる

3. 臨床実習期間

臨床実習指導者の指導のもと 1 週間 45 時間(3 回生後期)の実習を行う。

4. 臨床実習の内容

訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションでの実習を通して、地域リハビリテーションにおける作業療法士の役割を理解し、地域生活に必要な医療・保険・福祉サービスや生活環境の整備に関する知識・技術を習得する。また、地域生活の支援に携わる関連職種に関しての理解を深め、その役割について学ぶ。具体的内容を下記に示す。

- (1) 訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションにおける作業療法の実践を見学する
- (2) 臨床実習指導者からの地域リハビリテーションの支援内容に関する説明を受けるとで、作業療法における一連の流れを理解する
- (3) 臨床実習指導者が行う評価・治療プログラムに参加し、その一部を模倣する

5. 実習方法・形態

- (1) 実習は、臨床実習指導者 1 名に対して学生 1 名または 2 名の体制で行う。
- (2) 実習中は、臨床実習指導者からの説明および指導を受けながら作業療法実践場面を見学する。

6. 臨床実習の資格（履修要件）

臨床地域リハビリテーション実習を履修するためには、3 年次前期までに開講される全ての必修科目を履修しておく必要がある。

7. 実習の課題と提出物

- (1) デイリーノートの提出
 - (2) レポートの提出
 - (3) 実習後セミナーへの参加と発表
- ※ 出席表、評価表、デイリーノートは、実習後報告会の際に提出すること

8. レポート

臨床地域リハビリテーション実習を通して学んだことについて、レポートにまとめる。記載内容と評価基準を以下に記す。

提出期限：実習最終日の翌日から数えて 3 日目 12：00 までに KMULAS に提出。

記載内容：①自身の実習経験にもとづく事例をまじえた、在宅サービス（医療・介護保険対象）がもつ役割とその在宅サービスにおける作業療法士の役割や今後の課題についての考察（1000 字以上）。

②臨床地域リハビリテーション実習を終えての感想（500 字以上）。

評価基準：別添のループリック参照。

9. 実習後セミナー

本実習では、実習後の報告会において実習施設で見学した内容をまとめ、地域リハビリテーションにおける作業療法士の役割、地域生活の支援に携わる関連職種に関して発表を行う。

実施日：2025 年 9 月 24 日（水）3・4 限

発表資料提出：2025 年 9 月 22 日（月）12：00 までに KMULAS に提出。

発表内容：自身の実習にもとづく具体事例を挙げ、地域リハビリテーションにおける作業療法の目的や役割、使用している制度やそれに関連した課題、その事例について自身が考えるリハビリテーション計画や支援内容についての考察

発表時間：5 分（質疑応答 2 分）

評価基準：別添のループリック参照。

10. 臨床地域リハビリテーション実習前後の流れ（予定）

スケジュール	実施日・期限等
第1回目オリエンテーション	5月27日（火） 10：40～12：10
実習施設の決定（KMULASにて開示）	6月10日（火）
学生個人資料の提出	6月24日（火） 12時ㄝ切
第2回目オリエンテーション	7月29日（火） 13：20～14：50
実習施設への電話（実習開始日の1週間前） 実習施設担当教員との面談	8月25日（月）～9月12日（金）
臨床地域リハビリテーション実習	9月1日（火）～9月20日（土）
実習後レポートの提出	実習終了日翌日～3日後の12時ㄝ切 KMULASに提出
実習後報告会 発表資料提出	9月22日（月） 12時ㄝ切 KMULASに提出
実習後報告会 発表	9月24日（水） 13：20～16：30

11. 成績対象の基準（単位取得要件）

臨床実習指導者は、実習評価表（別紙参照）の「基本的態度」、「専門職への適性および態度」、「地域リハビリテーションの理解」、「専門用語を用いた記録・報告」について、到達度の段階に基づいて成績評価を行う。

到達度	判定基準
優	助言・指導がほとんどなくてもできる
良	助言・指導を与えるとできる
可	多くの助言・指導を与えるとできる
不可	助言・指導を与えてもできない
未	未実施

臨床地域リハビリテーション実習の成績判定および単位認定に関しては、臨床実習指導者による実習評価表を用いた成績評価(50%)、レポートの内容（30%）、実習後の発表内容(20%)で総合的に評価する。実習オリエンテーション、実習後のセミナー、実習中における態度が不適切である場合には、実習前、実習中であっても中止し、単位認定を行わない。

12. 到達目標

到達すべき最低基準は臨床実習指導者による成績評価、レポート、実習後セミナーでの発表ともに70%以上に到達することが望ましい。

13. 再履修と追加実習

到達目標に達しない場合は次年度以降に再履修となる。病気等により出席日数が足りない場合は、大学と臨床実習指導者との話し合いにより追加実習が可能な場合がある。